

令和2年度 資金管理計画

令和2年4月 改定

杉並区会計管理室会計課

令和2年度資金管理計画

杉並区資金管理方針に基づき、令和2年度資金管理計画を次のとおり定めます。本計画が対象とする資金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金とします。

1 金利動向と運用の基本方針

令和元年度を振り返ると、マイナス金利政策の浸透と金融機関の経営悪化が目立った年でした。預金金利は、ほぼゼロ%に近い水準に張り付いたまま推移し、債券金利は、国債のマイナス金利が定着したほか、償還期間5年の地方債がほぼゼロ%まで低下しました。また優良金融機関は、大口定期預金の受け入れを一段と絞る傾向を強めた半面、体力の乏しい中小金融機関の収益悪化が広がりました。

区は、運用環境の一段の悪化に対応し、年度後半、資金需要に対応できるよう流動性に配慮しつつも、購入対象を5年超の債券や公共性の高い一部事業債にまで拡大して、収益悪化を小幅にとどめるように努めました。また預け先金融機関の選定には一段と配慮を加え、安全性の確保にも努めました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大もあって、金融緩和圧力が一段と強まる一方、金融資本市場の混乱が続く可能性が高いと考えられます。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は区政にも大きな影響を及ぼしており、区民生活を支えるための緊急の資金需要に備える必要があるため、金融機関の経営状況や債券の市場環境を注視し、当面、流動性と安全性の確保を重視することとします。

2 資金管理計画策定の考え方

令和2年度は、様々な行政課題に対応すべく資金需要が一層高まることが予想されるため、資金管理においては、引き続き「流動性（現金化の容易度）」を第一に据え、支払い準備のための流動性対策に万全を期します。

また、杉並区の歳計現金等は、地方自治法施行令により指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければなりません。特に基金については、地方自治法により確実かつ効率的に運用することが求められていますので、これまで以上に安全性に配慮しつつ、効率的な運用に努めていきます。

3 歳計現金等（歳計現金、歳入歳出外現金、運用基金を含む）

- ① 支払準備金は、流動性預金で保管します。

- ② 余裕資金については、定期性預金や譲渡性預金で運用することとし、金利動向、資金需要、当該金融機関の経営状況等を考慮しながら預け入れ期間の決定を行うこととします。

4 基金（積立基金）

- ① 債券による運用については、資金需要に備えるため、5年満期となるラダー型ポートフォリオにより年度ごとの償還金の平準化を図ることを基本としますが、新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう金融資本市場の混乱が続いていることと、区民生活を支えるための緊急の資金需要に備えるため、流動性、安全性をより重視することとします。
- ② 預金による運用については、一金融機関あたりの預金限度枠を設け分散運用を基本とし定期性預金等を中心に運用することとします。また、資金需要の時期を考慮した満期を設定し流動性を確保するとともに、金融機関の経営状況に注意を払い、主要な取引銀行が定期性預金等の受け入れに難色を示した場合には、普通預金での待機等により対応します。
- ③ 全体の運用額に占める債券と預金の比率は、概ね5対5を基本としますが、当該運用比率は年度を通じて固定するものではなく、当面は、上記のような基本方針の下で、債券の比率が大きく高まらないよう運用することとします。

5 債券及び預金の選択基準

(1) 債券の選択基準

運用商品は、公共債を中心に安全性の高い債券を対象とします。公共債以外の債券を購入する場合は、国や地方自治体が債券発行体の株式を保有しているか、若しくは、国民生活に深く関係する公共性の高い債券のうち、元本保全の観点から信用力が高く、債務履行の確実性が高いと判断される債券とします。信用力、債務履行の判断については、金融庁に信用格付業者登録をしている格付機関の格付においてA格以上、同一銘柄に対する格付評価が分かれる場合は、その中で比較して最低の格付がA格以上のものとします。

(2) 預金の選択基準

預金の預け入れ先となる金融機関の選択にあたっては、株価、格付、自己資本比率、不良債権比率などの指標により経営動向把握に努めます。経営状況の悪化を示す兆候が見られた場合には、市場情報の収集に努めるとともに、迅速柔軟に対応することとします。

以上